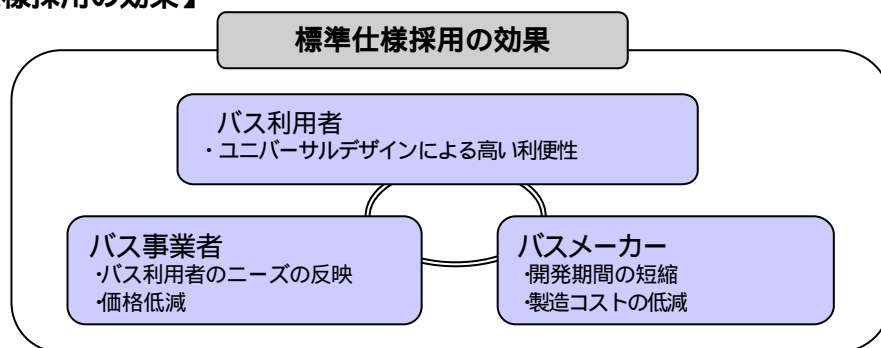


### 【標準仕様ノンステップバスの認定制度とは】

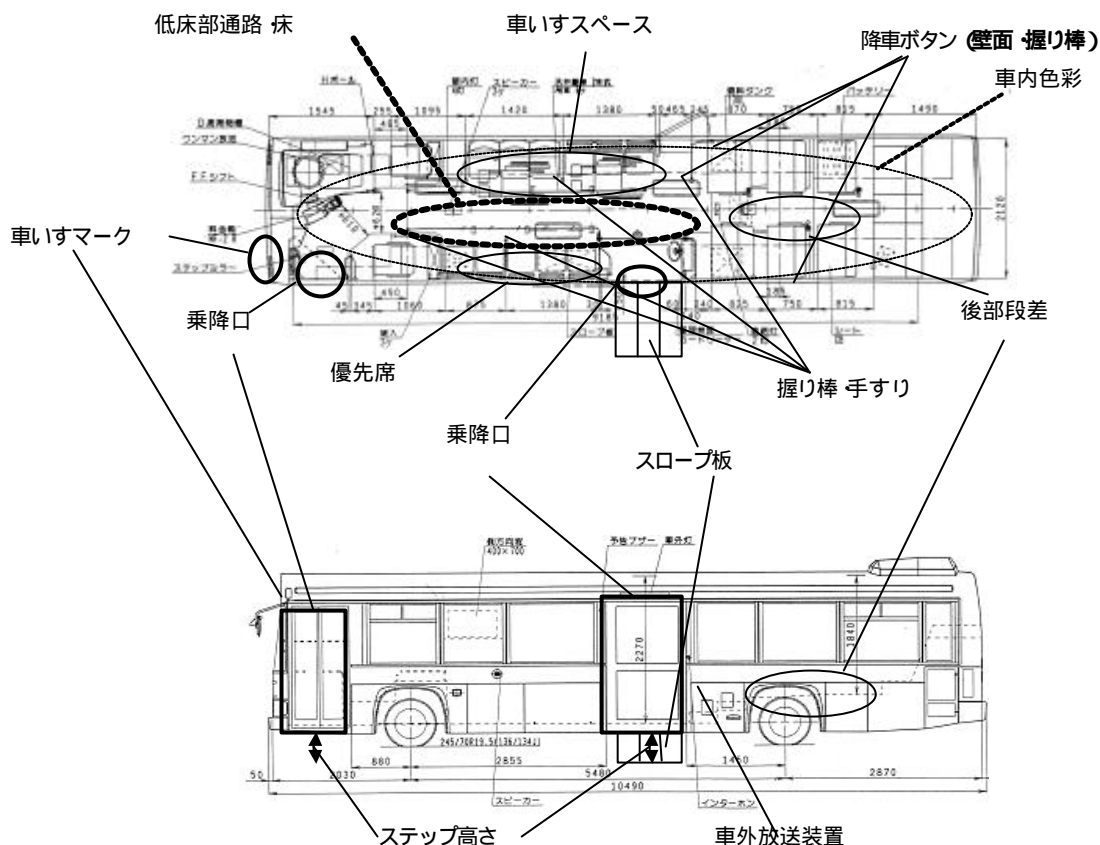
ノンステップバスの普及を目的として、平成15年3月にとりまとめられた「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様策定報告書」の趣旨に基づき、標準仕様ノンステップバスの広範な採用によるノンステップバスの製造コストの低減とともに、ユニバーサルデザインによる高齢者、身体障害者、健常者がともに利用でき、安全性及び利便性の高いノンステップバスの普及がより一層推進されるよう、標準仕様ノンステップバスの認定制度を創設し、平成16年1月19日から開始しました。具体的にはバス事業者が装着する車外表示器、料金箱等を除いた標準仕様認定項目のすべてを満たすノンステップバス（新車）を国土交通省が認定するとともに、認定した標準仕様ノンステップバスであることを利用者等に示すマーキング（標準仕様認定標章）を行います。

なお、国土交通省においては、平成16年度から標準仕様ノンステップバスに補助金を重点化して交付し、ノンステップバスの普及促進を着実に推進することとしております。

### 【標準仕様採用の効果】



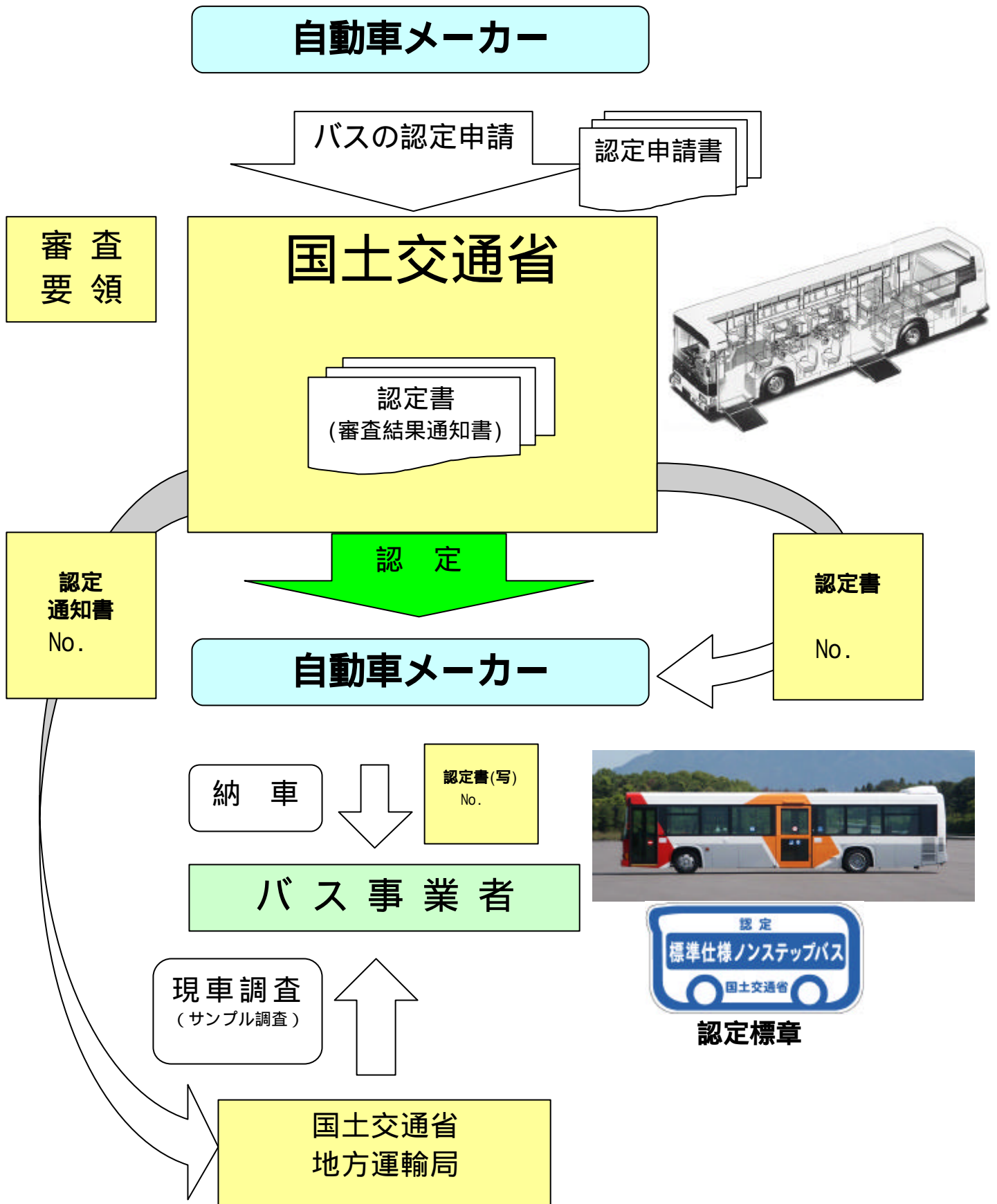
### 【標準仕様ノンステップバスの標準仕様項目】



(大型ノンステップバス(10.5m長、2.3m幅)代表例)

\* 認定制度のイメージは別紙1、標準仕様については別紙2のとおり。

標準仕様ノンステップバスに係る認定制度イメージ



## 別紙 2 標準仕様

部位	標準仕様
乗降口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降口の端部は路面と明確に識別する。</li> <li>・乗降口にステップ照射灯などの足下照明を設置し、夜間の視認性を向上させる。</li> <li>・乗降口の幅は有効幅 800mm 以上とする。</li> <li>・乗降時のステップ高さは 285mm 以下 (小型については 300mm 以下) とする。</li> <li>・傾斜は極力少なくする。</li> <li>・乗降口の両側 (小型では片側) に握りやすかつ姿勢保持しやすい握り手を設置する。</li> </ul>
低床部通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降口付近を除く低床部分の通路には段差やスロープを設けない。</li> <li>・車いすが移動する部分の通路幅は 800mm 以上とする。</li> </ul>
床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床は滑りにくい材質又は仕上げとする。</li> </ul>
後部段差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差の端部は周囲の床と明確に識別する。</li> <li>・低床部と高床部の間の通路に段差を設ける場合には、その高さは 1 段あたり 250mm 以下とする。</li> </ul>
手すり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者などの伝い歩きを考慮した握り棒や手すりなどを設置する。</li> <li>・車いすスペースについては、車いすの移動に支障をきたさないように握り棒や手すりなどを配置する。</li> <li>・握り棒や手すりは、乗客が握りやすい形状とする。</li> </ul>
車内表記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内表記は、わかりやすい表記とする。</li> <li>・車内表記は可能な限りピクトグラムによる表記とする。</li> </ul>
降車ボタン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降車ボタンは、わかりやすく押し間違えにくい位置に設置する。</li> <li>・視覚障害者に配慮し、押しボタンの高さを統一する。ただし、優先席及び車いすスペースに設置する押しボタンはこの限りではない。</li> </ul>
スロープ板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすを乗降させるためのスロープ板の幅は 800mm 以上とする。</li> <li>・地上高 150mm のバスペイより車いすを乗降させる際のスロープ角度は 9 度 (約 16%勾配) 以下とする。</li> <li>・スロープ板の表面は滑りにくい材質若しくは仕上げとする。</li> <li>・スロープ板は、容易に取り出せる場所に格納する。</li> </ul>
車いすスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスには 2 脚分以上の車いすスペースを確保する。</li> <li>ただし、車いすでの利用者の頻度が少ない路線にあつては 1 脚分でもやむを得ない。</li> <li>・車いすを取り回すためのスペースが少ない小型バスなどの場合は 1 脚分でもやむを得ない。</li> <li>・車いす使用者がバスを利用しやすい位置に車いすスペースを設置する。</li> <li>・乗降口から 3000mm 以内に設置する。</li> <li>・車いすスペースは、車いすが取り回しできる広さとする。</li> <li>・車いすを固定する場合のスペースは 1300 (長さ) × 750 (幅) × 1300 (高さ) mm 以上とする。ただし 2 脚の車いすを前向きに縦列に設ける場合には 2 脚目の長さは 1100mm 以上で良い。</li> <li>・後向きに車いすを固定する場合には、車いすスペース以外に車いすの回転スペースを確保する。</li> <li>・車いす固定装置は、短時間で確実に車いすが固定できる構造とする。</li> <li>・車いす固定装置に付属する人ベルトを装着する。</li> <li>・車いす使用者がバス乗車中に利用できる握り手又は手すりを設置する。</li> <li>・車いす使用者が容易に使用できる押しボタンを設置する。</li> </ul>
車外表示装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすマークは、車外の乗客から容易に確認できるようにする。</li> </ul>
車外放送装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車外の乗客とバス乗務員とが容易に情報交換できるようにする。</li> </ul>
優先席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象乗客が利用しやすい場所に必要数の優先席を確保する。</li> <li>・優先席は対象乗客が安全に着座でき、かつ立ち座りに配慮した構造とする。</li> <li>・優先席には、乗客が利用しやすい位置にわかりやすい押しボタンを設置する。</li> </ul>
室内色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席、握り棒、通路及び注意箇所などは高齢者や視覚障害者にもわかりやすい配色とする。</li> </ul>